

令和5年 第7回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 5年 8月28日 午後1時30分から

2. 開催場所 置戸町役場 第一会議室

3. 出席委員 (13名)

1番 小建 一彦 2番 井上 一味 3番 松崎 久美

4番 安達 伴子 5番 齊藤 貴浩 6番 樋渡 秀晃

7番 松本 和彦 8番 篠原 正博 9番 溝井 雅幸

10番 大槻 尚浩 11番 野里 光幸 12番 佐藤 秀昭

13番 廣中 和幸

4. 欠席委員 (無し)

5. 議に付した事件

議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地
利用集積計画の決定について」

議案第17号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見聴取について」

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 五十嵐 勝昭

事務局職員 仁木 信一

早川 拓馬

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

会 長 会長挨拶

会 長 それでは只今より、令和5年第7回置戸町農業委員会議を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、3番 松崎 久美 委員、4番 安達 伴子 委員を指名します。

事務局より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日届け出のありました欠席委員はおりません。

本日の提案議案は、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、議案第17号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見聴取について」の2件です。以上で諸般の報告を終わります。

会 長 それでは議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題としますので、議案の1ページをお開きください。

事務局より説明させます。

農地係長 議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。

議案の2ページへとお移りください。

農地法第18条第6号の規定による通知について、下記のとおり提出がありましたので審議を求める。

提出年月日は本日付です。案件は2件です。

1 番 利用権設定等の種類としては、売買による所有権の移転となります。

買い手は、字〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん

売り手は、字〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地の〇〇外の計6筆で、合計面積は47,752㎡です。

売買金額は2,300,000円で、反当り48,000円
あっせん委員は、〇〇委員、〇〇委員です。

今回2件の売買につきましては、当事者がそれぞれの契約で
売り手と買い手になりますので、詳細は併せて後ほどご説明を
いたします。

2 番

売り手が、字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇さん

買い手は、字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地の〇外 計4筆で、合計面積
は39,076㎡です。

売買金額は2,300,000円で、反当り59,000円
あっせん委員は、〇〇委員、〇〇委員です。

4ページ第1図と5ページ第2図へお移りください。
図面の下部、中央近くに青で着色しているのが目印となる住宅、
各地番ごとにマルのついた番号を振らせていただいております。

今回の売買は、〇〇さんと〇〇さん、両者が住宅等の近隣農地
を所有すべく売買を行っております。

会 長

事務局より、議案第16号について説明がありました。
これから質疑を行います。〇番 〇〇〇〇委員の退席を
命じます（〇〇委員退席）
何か質疑はありませんか。（なしの声あり）

会 長

質疑なしと認めます。それでは、議案第16号について、原
案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
（挙手多数）

会 長

賛成多数と認め、議案第16号は原案のとおり可決いたしま
した。〇番 〇〇〇〇委員の復席を許可します（〇〇委員復席）

会 長

次に、議案第17号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明させます。

農地係長

議案第17号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見聴取について」を説明します。

令和5年4月農業経営基盤強化促進法施行令の規定に基づいて、北海道の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が見直されたことに伴い、置戸町においても「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について見直しを行うものです。

この基本構想を定めようとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則の規定に基づき、農業委員会等の意見聴取が必要とされています。

今回、町において、別紙資料のとおり基本的な構想（案）が作成されて、農業委員会に意見を求められたものです。なお、見直しの主な内容を議案に記載しております。少し長いですがご説明いたします。

1、改訂根拠

(1) 令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立、本年4月1日付けで施行されたことに伴い、北海道が策定する北海道農業経営基盤強化促進基本方針の一部改訂が本年4月3日に行われた。

(2) 農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」という。）第6条第3項で、農業経営基盤強化促進基本構想（以下、「基本構想」という。）は基本方針に即するものとされている。また、今回の法改正により基盤法第6条第2項が改正され、基本構想内に定める項目として「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」などの追加や、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画での利用権の設定）の廃止などが行われている。

(3) これらの法改正等にあわせて、市町村においても基本構想の改訂が必要となったが、基盤法附則第2条第2項には基本構想についての経過措置がており、法施行から6月を経過する日までの間は、現行の基本構想を新たな基本構想とみなすこととされている。

2、改訂のポイント

(1) 基本的な考え方

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保及び農用地の利用集積の現状・課題等を踏まえ、現行の基本構想を点検・評価しつつ、農業委員会、農業協同組合等、地域の関係者からの意見等を反映しながら見直すことが望まれるが、令和5年9月末までに変更・公告をする必要があること、次回改正が令和8年度に予定されていることを踏まえ、ポイントを絞りながら見直すことも肝要と考える。

(2) 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

今回の基盤法改正で新たに追加された次の項目が基本構想に追記されるが、新たに項目を追加したことで従来の記載内容と重複しないよう、必要に応じて項目の移動や削除等を行う。

【追加項目】

1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

2) 市町村が主体的に行う取組

3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

(3) 利用権設定等促進事業の廃止

今回の基盤法改正で利用権設定等促進事業は廃止されていますので留意願います。

※なお、改正後の基盤法には経過措置として、施行日から起算して2年を経過する日又は地域計画を策定する日の前日までは、従前の例により利用集積計画の作成等が可能とされている（同法附則第5条に規定）。別添の記載例では、附則で規定し、本文中からは削除しているが、同経過措置の期間の間は本文中に利用集積計画に関する事項を記載しても差し支えない。

以上が改正の概要となります。

別紙資料としてお配りした、置戸町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても、説明のとおり改定を行いました。

農業を担う者の確保及び育成に関する事項、改定に伴っての追加事項の記載は30ページから32ページ、利用権設定等

促進事業の記載が34ページとなります。
これで、議案第17号の説明を終わります。

会 長 議案第17号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。(なしの声あり)

会 長 ご質問がないようですので、議案第17号については、農業委員会として適当と認めることにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

会 長 ご異議がないようですので、議案第17号について、農業委員会として適当と認めることといたします。」

会 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
これで、令和5年第7回農業委員会議を閉会いたします。